

## 《参 考 资 料》



## 参 考 資 料 目 次

- 1 宮崎県新型コロナウイルス感染症 第5波分析・検証・・・・・・・・・・ 41
  
- 2 第6波の状況（令和4年2月10日知事記者会見資料抜粋）・・・・・・ 42



# 宮崎県新型コロナウイルス感染症 第5波分析・検証

(概要版)

**総括**  
第4波が沈静化し、「特別警戒」(レベル2)に移行した日から「感染拡大緊急警戒」(レベル3)の終了の日まで、

**1 分析の期間**：6月21日～10月10日 (112日間)

**2 感染の状況**

- 7月下旬に、宮崎市や西都市でのクラスター発生に伴い、新規感染者が増加し、8月に入ると、全国的に過去最悪の感染爆発が続く中で、県外由来の感染が拡大し、新規感染者が急増した
- 感染力の極めて強いデルタ株の影響により、8/11の県独自の「緊急事態宣言」発令後も、1日の新規感染者数が100人を超える日が続くなど、これまでに経験したことのない感染爆発に至り、8/27に国の「まん延防止等重点措置」が初めて適用された(宮崎市、日向市、門川町を「重点措置区域」に指定)

**3 第5波の特徴**

- 県外との往来・接触により、県内に感染が持ち込まれ、家族・親族や職場等を通じて拡大した
- 期間中に第4波までの累計を超える非常に多くの新規感染者が発生したことにより、入院患者数、療養者数は過去最多となり、特に自宅療養者数は大きく増加した
- 宮崎・東諸県、日向・東臼杵圏域では、患者急増に伴い、広域での入院調整が必要な状況に至った
- 高齢者へのワクチン接種の進展により、感染者に占める高齢者の割合が少なくなっており、致死率や重症者率は低い水準となっている
- クラスターは、第4波と比較し、職場での発生が増加した一方で、早期の営業時間短縮要請により接待を伴う飲食店等での発生は減少し、高齢者施設については、第4波と同様に少なくなっている

期間	第3波	第4波	第5波
総感染者数	113日(11/15～3/7)	86日(3/27～6/20)	112日(6/21～10/10)
1日当たりの新規感染者数 (最大)	1,576人	1,112人	3,070人
直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数 (最大)	105人(1/16)	62人(5/7)	158人(8/20)
直近1週間の人口10万人当たりの全療養者数 (最大)	42.4人(1/9)	30.8人(5/12)	79.0人(8/26)
クラスターの発生数	50.3人(1/10)	45.0人(5/12)	115.7人(8/27)
死者数 (致死率)	22件	25件	48件
重症者数 (重症率)	21人(1.3%)	5人(0.4%)	14人(0.5%)
1日当たりの入院者数 (最大)	24人(1.5%)	20人(1.7%)	21人(0.7%)
1日当たりの重症者数 (最大)	102人(1/13)	84人(5/16,17)	155人(8/30)
1日当たりの宿泊施設療養者数 (最大)	10人(1/24)	7人(5/20,21)	12人(9/11)
1日当たりの施設 (高齢者施設等) 療養者数 (最大)	118人(1/7)	116人(5/12)	194人(8/24)
1日当たりの自宅療養者数 (最大)	24人(1/20～22)	32人(4/28～5/3)	10人(8/21～23)
1日当たりの緊急事態宣言、まん延防止等重点措置	258人(1/10)	221人(5/13)	800人(8/27)

**主な取組状況**

**1 検査体制**

- 積極的疫学調査に基づく幅広い検査の実施 ・ 変異株の検査・解析体制の強化
- 県境往来者や一般県民向けPCR検査体制の整備 (県内5カ所に来店型検査センターを設置)

**2 医療提供体制**

- 入院受入病床の確保 (285床→332床) ・ 宿泊療養施設の確保 (300室→450室)
- 回復期患者の転院受入を行う後方支援病院の確保 (58医療機関) ・ 重症化予防センターの設置
- 宿泊・自宅療養者の外来診療受入医療機関の確保
- 自宅療養者へのハルビ村ジカタの貸与、食料、生活用品の配布 (828人)
- 自宅療養者に対する医師・看護師による健康観察の実施 (訪問看護ステーション43施設が登録)

**3 飲食店等対策**

- 営業時間短縮要請の実施 (8/14～9/30、宮崎市は8/16～9/30)
- 「まん延防止等重点措置」の適用に伴う酒類の提供及びカラオケ設備の利用自粛要請の実施
- 営業時間短縮要請に応じない飲食店等への特措法に基づく命令の実施 (命令15店、過料事件通知13店)
- ひなたの飲食店認証制度の運用 (認証店舗数：2,282店舗、10月31日時点)

**4 イベントの開催制限**

- 国の基準に基づき、人数規模等の開催制限の実施 ・ 事前相談窓口の設置

**5 高齢者施設対策**

- 施設職員への一斉検査の実施 (宮崎市、日向市、門川町)

**6 市町村との連携**

- 知事と市町村長とのWeb会議の実施 (7回) ・ 宮崎市へ医師、保健師、看護師等の派遣

**7 県民への普及啓発**

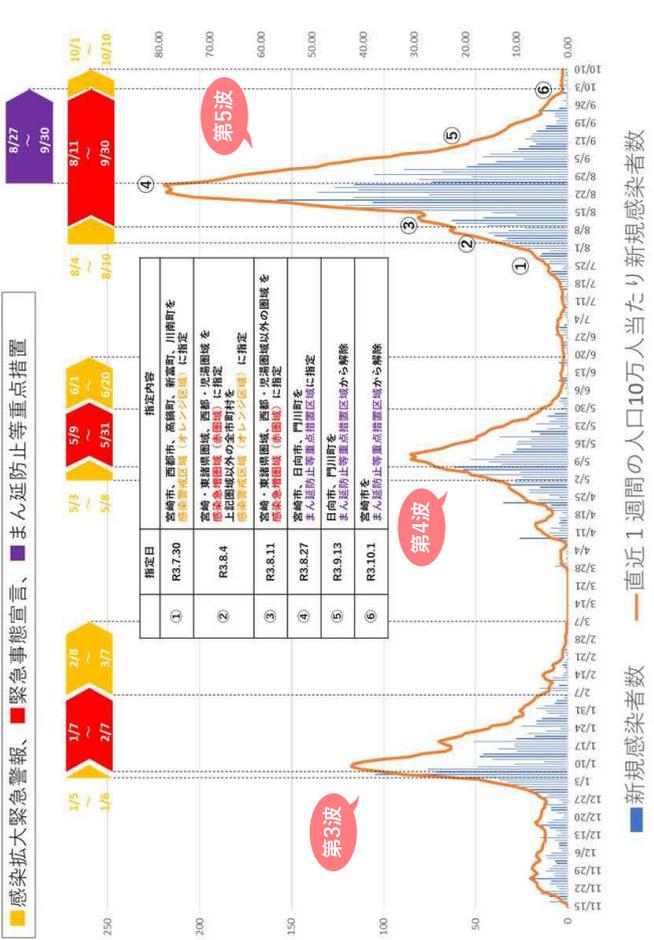
- 知事自身の実施 (18回) ・ 「いのちを守るための緊急メッセージ」の発出

**8 警報発令・県民への行動要請**

- 感染拡大防止強化期間の設定 (7～8月) ・ テレビCM、新聞広告、SNS等を活用した広報の実施
- 早期の行動要請の実施 ・ 夏休み前に全都道府県を対象にした往来及び来県自粛要請の実施
- 大規模集客施設等への営業時間短縮要請、入場整理要請の実施 (宮崎市、日向市、門川町)

**9 ワクチン接種の推進**

- 若者の接種率向上に向けた啓発の実施 (テレビCM、SNS広告、チラシの配布等)
- 「若者ワクチン接種センター」の設置



**今後の主な対策**

**1 検査・医療提供体制**

- 積極的疫学調査に基づき検査や感染状況に応じた繁華街や施設への一斉検査の実施 ・ 新たな変異株に対する早期探知の検査の実施 ・ 県境往来者・一般県民向けPCR検査支援の継続
- 入院受入病床のさらなる確保 ・ 回復期患者の後方支援病院への転院促進 ・ 抗体カクテル療法の実施体制の整備 ・ 宿泊・自宅療養者の外来診療体制の充実
- 自宅療養者に対する健康観察・診療体制の強化 ・ 経口治療薬の実用化を見据えた処方体制の構築

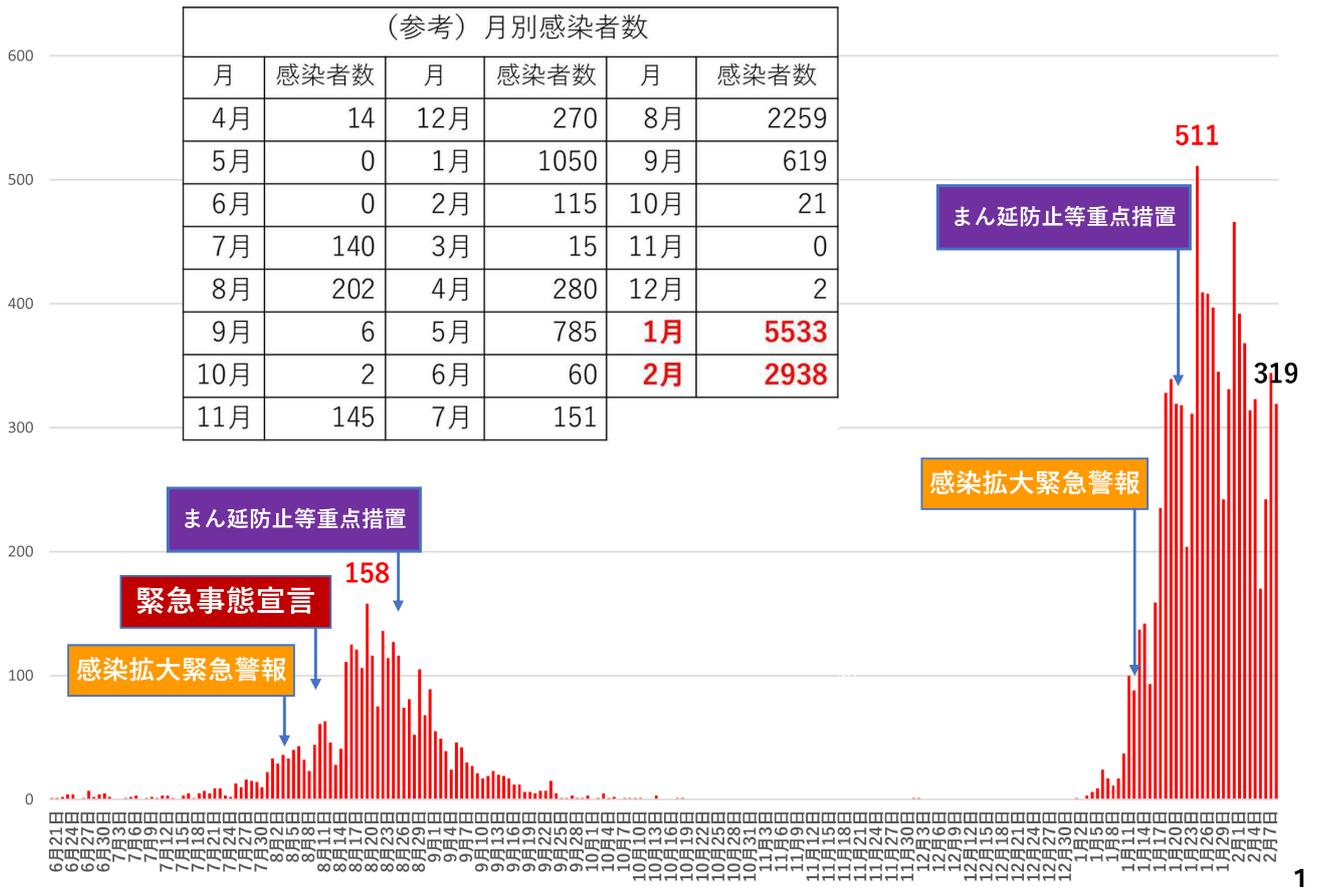
**2 行動要請**

- 市町村と連携した早期の行動要請の実施 ・ 国が進める「ワクチン・検査パッケージ」や飲食店の認証制度を前提とした制限緩和に向けた対応
- 市町村と連携し、医療従事者等へのワクチン追加接種に向けた体制の確保

**3 その他**

■ 新規感染者数 — 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数

# 本県の1日当たりの新規感染者数



## 1日当たりの新規感染者数（前週との比較）

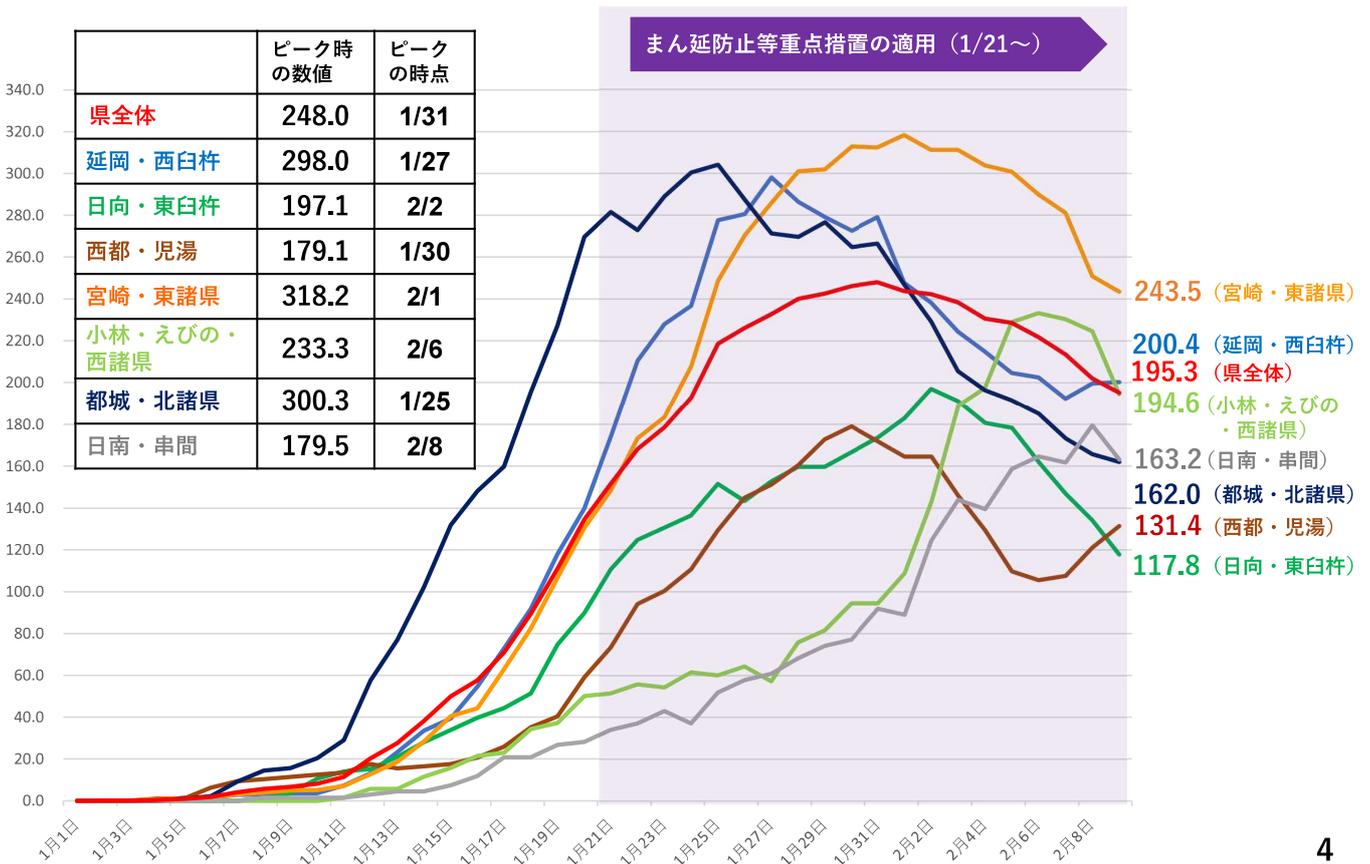
1~2月							※前週との比較		2022 (令和4年)	
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat				
25	26	27	28	29	30	1	0人	+0人	-	
2	3	4	5	6	7	8	17人	+17人	-	
9	10	11	12	13	14	15	142人	+125人	(8.4倍)	
16	17	18	19	20	21	22	317人	+175人	(2.2倍)	
23	24	25	26	27	28	29	345人	+28人	(1.1倍)	
30	31	1	2	3	4	5	323人	-22人	(0.9倍)	
6	7	8	9	10	11	12	319人	-73人	(0.8倍)	

# 本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



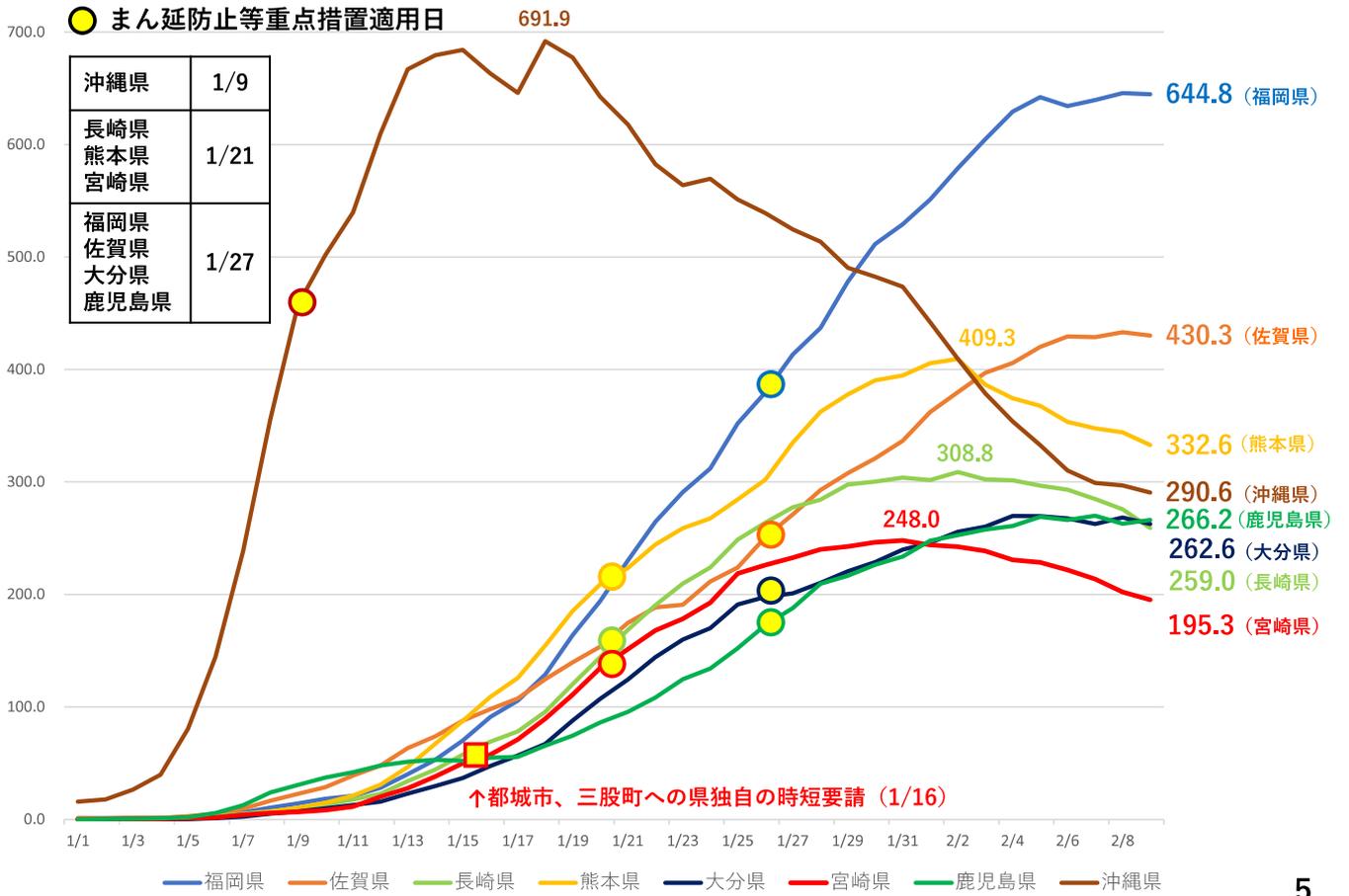
3

# 各圏域の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



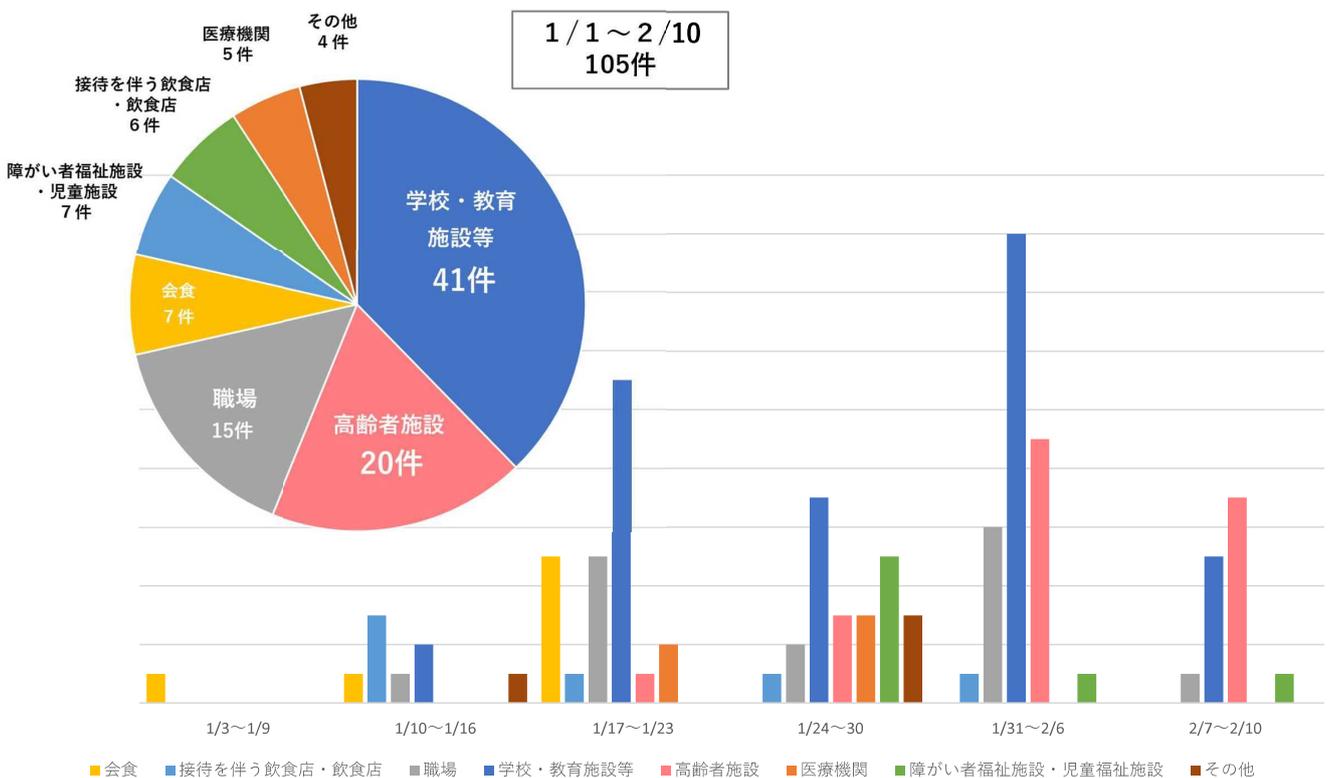
4

# 九州各県の感染状況（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数）



5

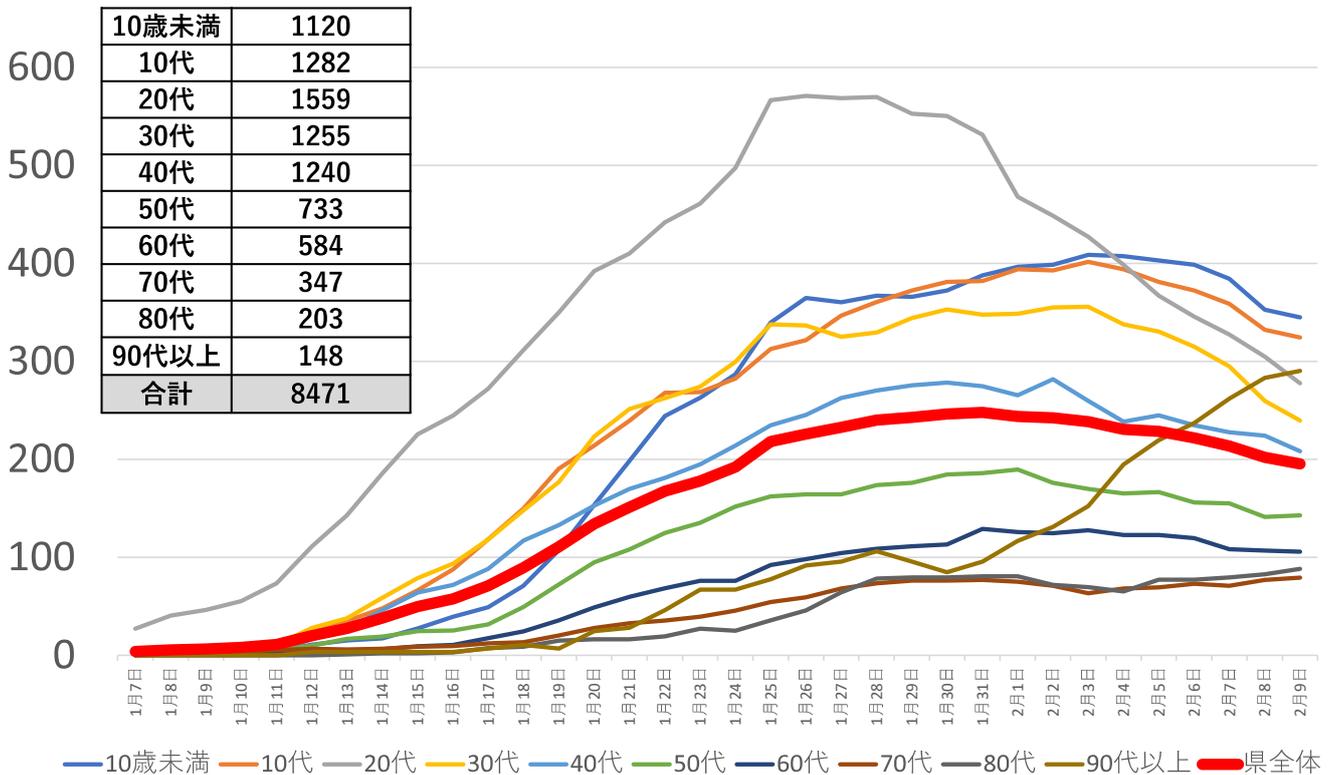
## 第6波におけるクラスター発生状況



直近では学校・教育施設や高齢者施設での発生が増加！

6

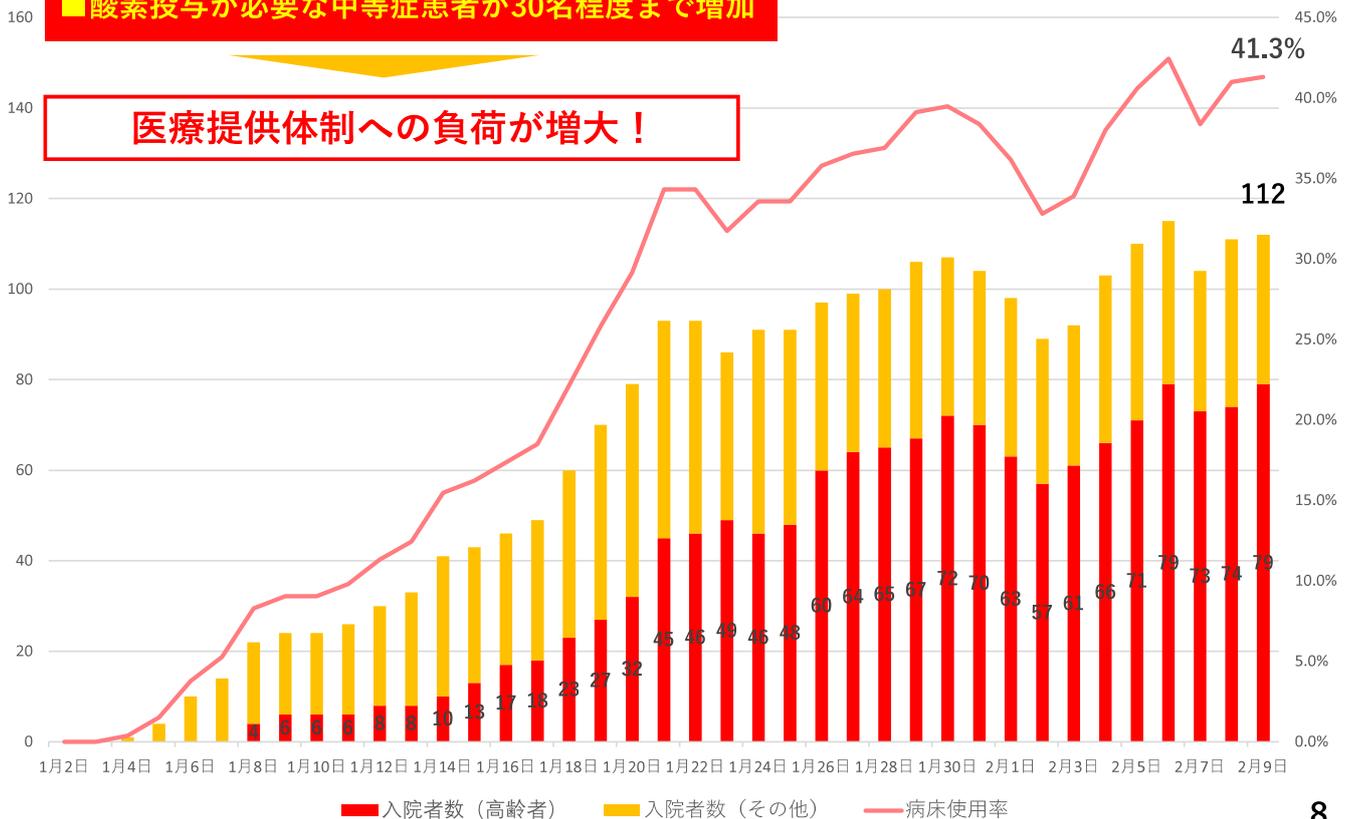
## 第6波における年代別の新規感染者数（人口10万人当たり）



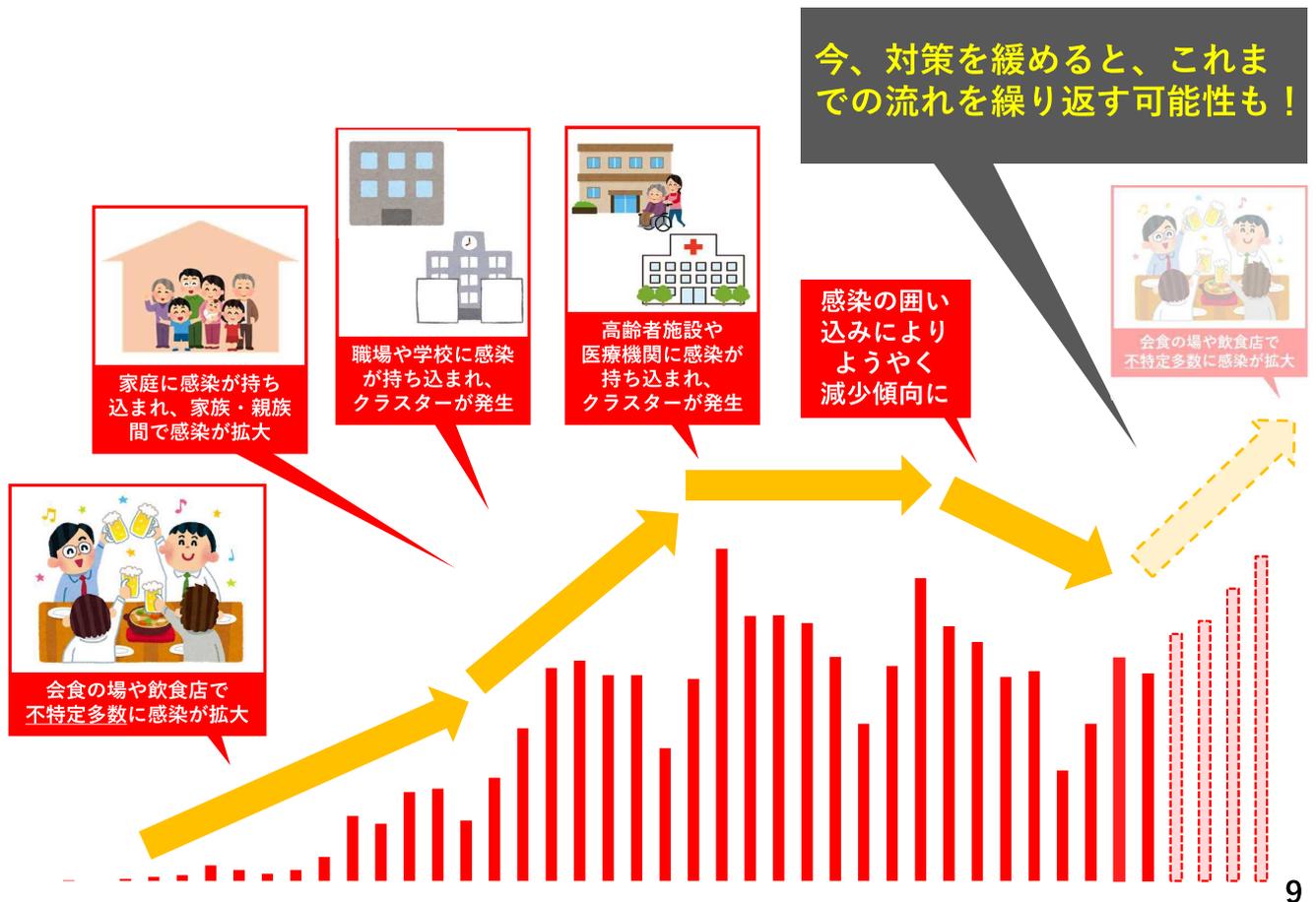
**20代の感染が先行して急拡大した後、  
全世代に感染が波及し、直近では高齢者の感染が増加！**

## 入院患者数（病床占有率）の状況

- 入院患者の約7割が65歳以上の高齢者
- 酸素投与が必要な中等症患者が30名程度まで増加



## これまでの第6波の感染の流れ



## 感染状況等の分析（まとめ）

- 「まん延防止等重点措置」の実施に一定の効果
  - ・ 先行して感染が拡大した圏域（都城・北諸県、延岡・西臼杵）で減少傾向
  - ・ 県全体の新規感染者数も9日連続で前週同じ曜日を下回る
- 県全体として「ピークアウト」の状況には至っていない
  - ・ 最大の人口を有する宮崎・東諸県圏域で感染が高止まり
  - ・ 依然としてクラスターが連日発生
- 医療提供体制への負荷が増大
  - ・ 入院患者のうち、65歳以上の高齢者の割合が増加（約7割）
  - ・ 酸素投与を必要とする中等症の患者が増加（30名程度）

春休みシーズンを迎える前に、感染を抑え込み、その後の経済回復につなげていくため、**引き続き強い感染防止対策の継続が必要**

# まん延防止等重点措置

## ■本県への「まん延防止等重点措置」適用の延長を受け、「重点措置区域」の指定期間を延長

重点措置区域	指定期間
宮崎市、都城市、延岡市、三股町	1月21日(金)～2月13日(日)3月6日(日)
上記以外の市町村	1月25日(火)～2月13日(日)3月6日(日)

※指定期間の終期については、感染状況等を踏まえて判断



県独自の「感染拡大緊急警報」の発令期間も  
3月6日(日)まで延長

11

## 「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	全市町村
要請期間	3月6日(日)まで
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛</li> <li>○市町村外への不要不急の外出・移動の自粛※①</li> <li>○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※②</li> <li>○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛</li> </ul>
会食※③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一卓4人以下、2時間以内</li> <li>○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と</li> </ul>
高齢者施設等の面会	○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限(ガラス越しやオンラインでの面会を)
飲食店等への要請※③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20時までの営業時間短縮※②</li> <li>○酒類提供の終日停止※②</li> </ul>
イベント開催における制限※③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人数上限20,000人</li> <li>○会食につながる場面の制限</li> </ul>
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入場者の整理</li> <li>○入場者に対するマスクの着用の周知</li> <li>○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置等)</li> </ul>

※②

※①：通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

※②：特措法第31条の6第1項に基づく要請(その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請)

※③：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

12

